

入札説明書

令和7年札幌市告示第 号に基づく入札等については、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年3月28日財政局理事決裁）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和8年3月2日（月）

2 契約担当部局

〒060-8612 札幌市中央区南3条西11丁目330番地2

札幌市中央区市民部総務企画課庶務係 電話（011）205-3205

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

点字ブロック敷設業務

(2) 調達案件の仕様及び履行場所

仕様書による

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「役務（一般サービス業）」のうち、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) その他、入札説明書及び仕様書に示す要件を満たす者であり、当該役務の提供が十分に可能な者であること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記2に同じ。

また、入札説明書については、下記URLのホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/chuo/keiyaku/ippankyousou/r7/20260302.html>

- (2) 入札書の受領期限

令和8年3月9日（月）午後1時00分（送付による場合は必着）

- (3) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて作成し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出にあたっては以下の方法により提出すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年3月9日（月）開札 点字ブロック敷設業務の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

また、代理人が入札する場合にあつては、委任状（別紙2）は入札書に同封せず提出すること。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、前項に示す方法により内封筒を作成したうえで、外封に「点字ブロック敷設業務の入札書提出」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに送付すること。

また代理人が入札する場合にあつては、委任状（別紙2）は入札書に同封せず外封筒に入れて送付すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による提出は認めない。

ウ 入札書は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (4) 本入札に係る質問及び回答

本説明書及び仕様等に関し、質問がある場合は、次のとおり、質問書（別紙3）を提出すること。

ア 提出方法

質問は、別紙3の様式にて作成し、書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和8年3月4日（水）の午後0時00分までの間に提出すること。

ウ 提出先

持参又は送付の場合は、上記2に同じ。電子メールの場合は、

ch.shomu@city.sapporo.jpあてに送信すること。

なお、メールの件名に「点字ブロック敷設業務の質問」と記載すること。

エ 質問に対する回答

令和8年3月5日（木）以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、上記6(1)に掲げるURLのホームページに掲載する。

(5) 代理人による入札

- ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（別紙2）を提出しなければならない。
- イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

7 開札等

(1) 開札の日時及び場所

- ア 日時
令和8年3月9日（月）午後1時30分
- イ 場所
札幌市中央区複合庁舎6階 6-H会議室
（札幌市中央区南3条西11丁目330番地2）

(2) 開札

- ア 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人で希望するものは開札に立ち会うことができる。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事業があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(3) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 入札の延期等

- 次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(5) 落札者の決定方法

- ア 落札者の決定
札幌市契規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 同額抽選
落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又は

その代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙4）を提出しなければならない。

8 その他

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

要する。契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 契約条項

別紙5のとおり

(5) 最低制限価格の設定

無し。

(6) 異議の申し出

入札者は、本入札説明書、仕様書及び契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(7) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記 2 に同じ

イ その他 提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。